

銃砲刀剣類所持等取締法に係る審査基準等の一部改正について

見出しのことについては、県政パブリック・コメント手続を実施せずに改正したので、「県政に係る意見提出手続（県政パブリック・コメント手続）実施要綱」第7の3項の規定に基づき、その旨公表いたします。

1 意見公募を実施しなかった理由

今回の一部改正は、警察庁により示された全国一律のモデル基準に従ったもので、熊本県に実質的な裁量の余地がないことから、「県政に係る意見提出手続（県政パブリック・コメント手続）実施要綱」第4の除外規定（軽微な変更等と認めるもの）に該当するため、意見公募手続を実施しませんでした。

2 改正の概要

銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律（令和6年法律第48号）の施行等に伴い、警察庁から行政手続法（平成5年法律第88号）に基づく「審査基準」、「処分基準」のモデル等を改定したと通知されたことから、熊本県公安委員会においてもこれと内容を同じくする「審査基準」、「処分基準」に改定したものです。

3 施行日

令和7年3月1日

【問い合わせ先】

熊本県警察本部生活環境課

電話 096-381-0110(内線3183)